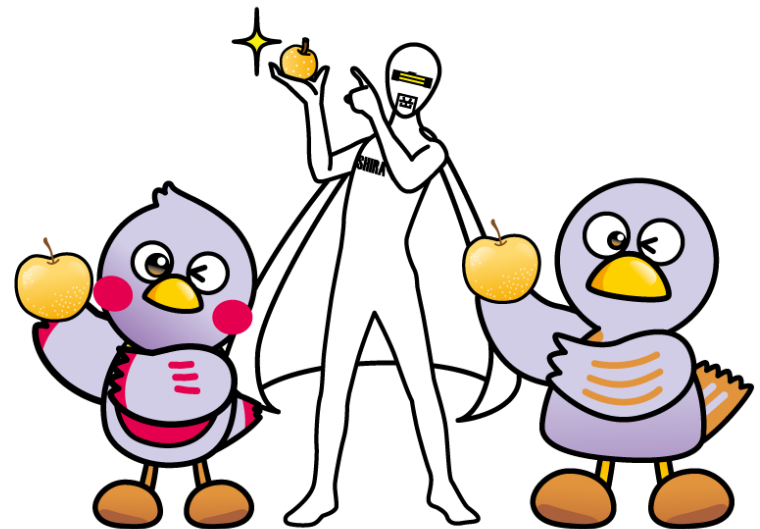


2025年7月22日（火）

しらおか男女共同参画推進会議
白岡市女性政策庁内推進会議

男女共同参画社会の実現に向けた 国の動向や県の取組

埼玉県人権・男女共同参画課
男女共同参画担当



日本における 男女共同参画の現状・取組



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

→ 男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

職場に活気

家庭生活の充実

地域力の向上

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現

男女共同参画社会基本法

1999(平成11)年6月23日公布・施行

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

- ・ 男女の人権の尊重（第3条）
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- ・ 国際的協調（第7条）

国・地方公共団体及び国民の役割（第8～10条）

国の責務

- ・ 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・ 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

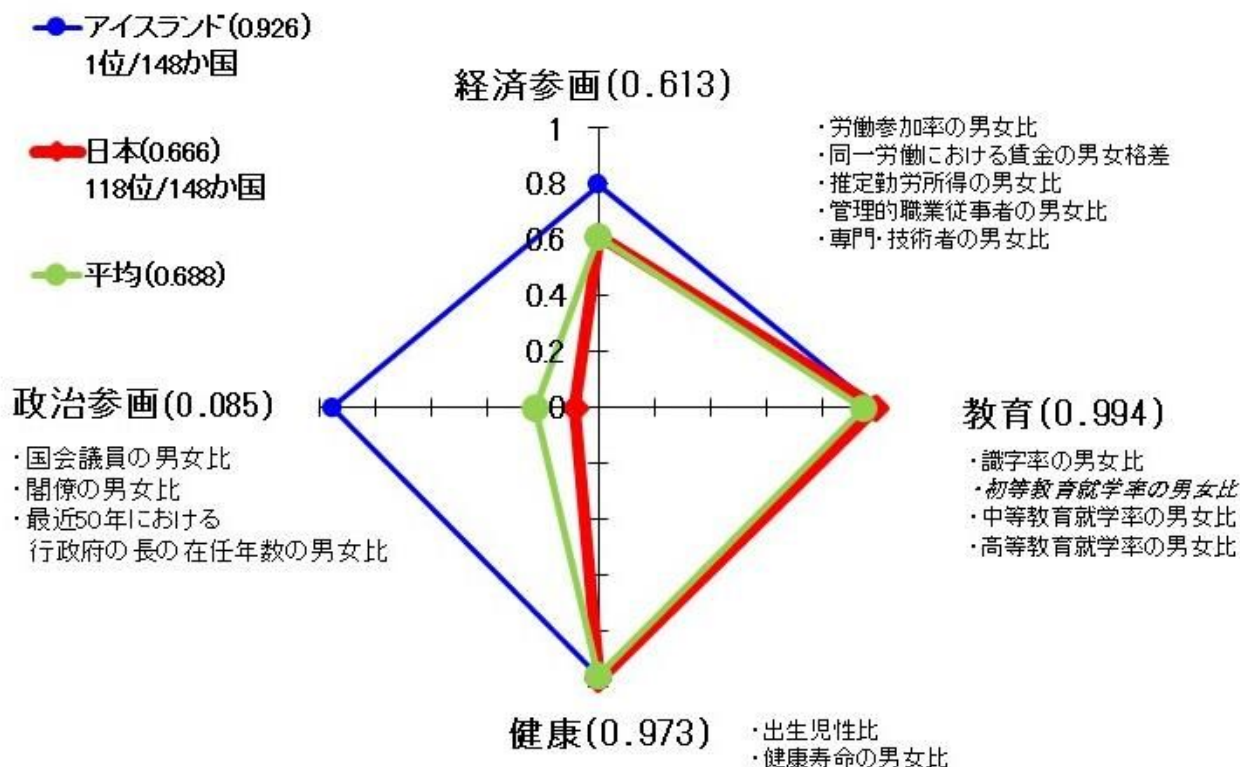
- ・ 基本理念に基づき、男女共同参画づくりのための施策に取り組む
- ・ 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- ・ 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2025年

- ・ スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・ **日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**



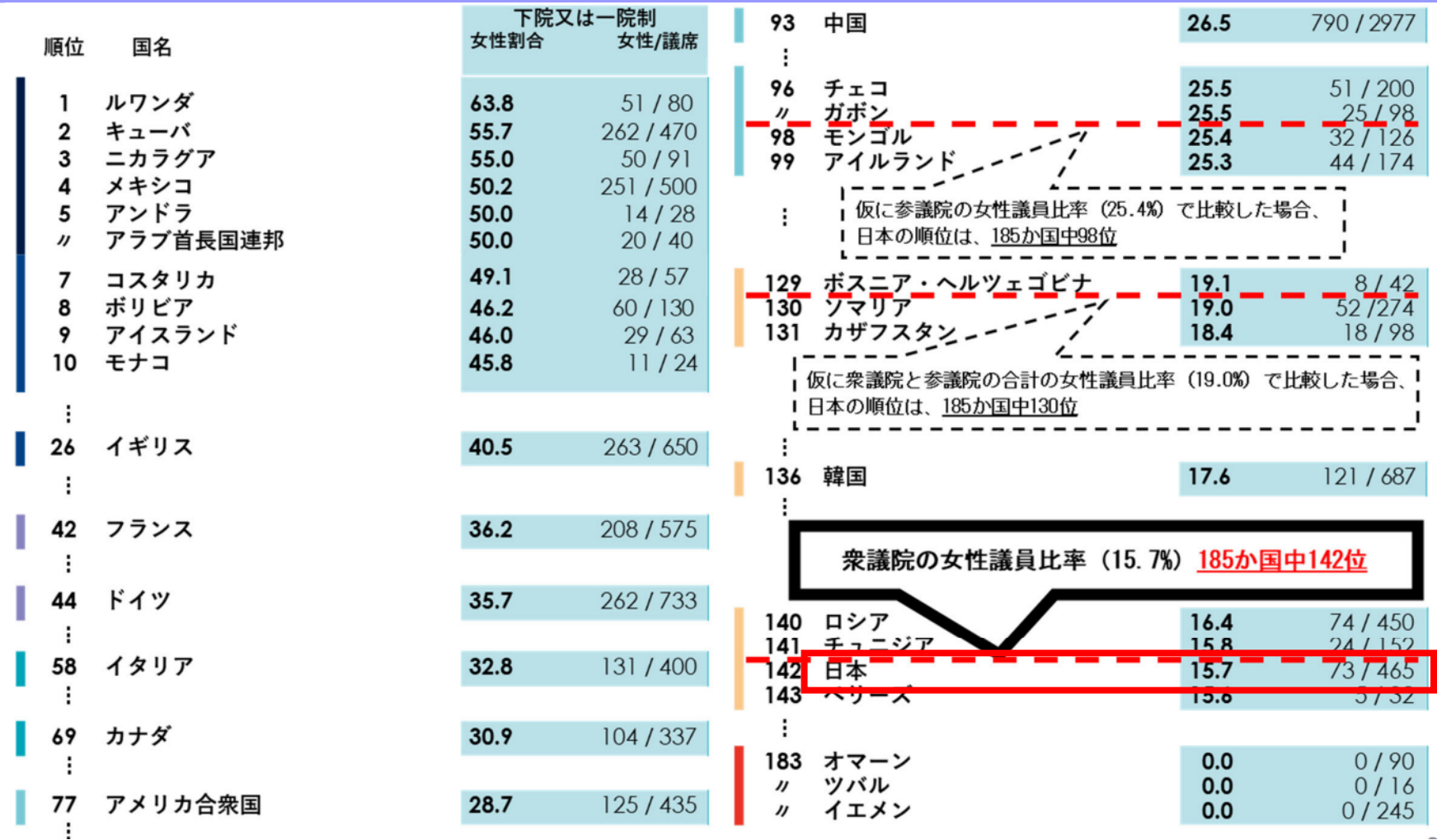
順位	国名	値
1	アイスランド*	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド*	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
 3. 分野別の順位: 経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

出典: 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」GGI ジェンダー・ギャップ指数
https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html

女性議員比率の国際比較

日本の順位（衆議院女性議員比率）は、**185か国中142位**。



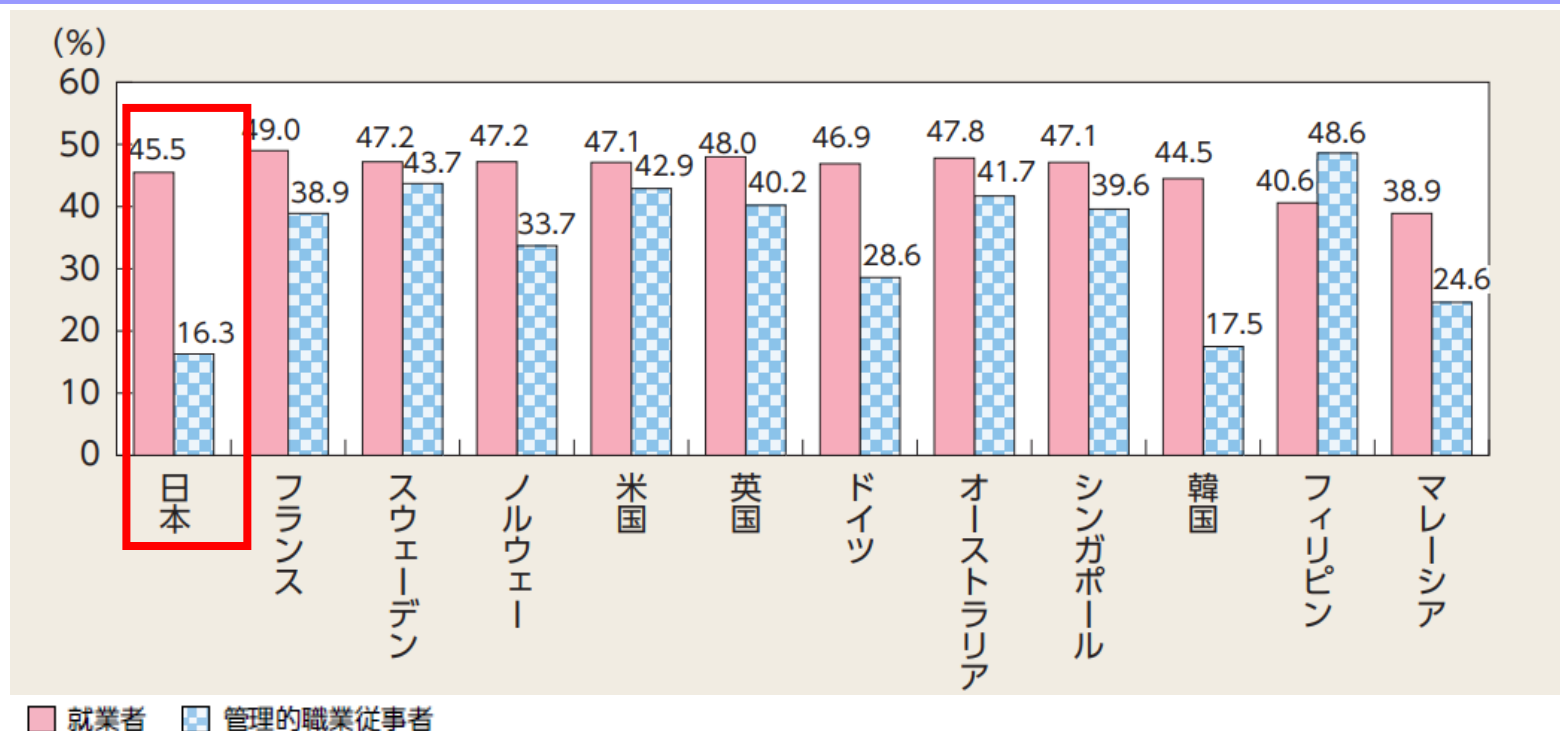
※日本は、衆議院女性議員比率は2024年11月11日、参議院女性議員比率は2025年3月3日現在）。その他の国は、2025年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、I P U（列国議会同盟）Women in politics:2025。下院又は一院制議会における女性議員比率。

出典：内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題（令和7年5月）」

諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

- ・ **就業者に占める女性の割合は**、日本は令和6（2024）年は45.5%であり、**諸外国と比較して大きな差はない**。
- ・ 一方、**管理的職業従事者に占める女性の割合は**、諸外国ではおおむね30%以上となっているが、日本は令和6（2024）年は16.3%となっており、**諸外国と比べて低い水準**となっている。



- (備考) 1. 日本については総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3（2021）年）、その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。
2. 日本、米国、オーストラリア及び韓国は令和6（2024）年、フィリピン及びマレーシアは令和4（2022）年、その他の国は令和5年（2023）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

2020目標

【2003年に政府が掲げた目標】

社会のあらゆる分野において、**2020**年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも**30%**程度となるよう期待する。



実現できず！

国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

●進捗が遅れている要因

政治分野（有権者の約52%は女性）

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

社会全体

- ・ 固定的な性別役割分担意識

第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

令和2年12月25日閣議決定

《新しい目標》

- ◆2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

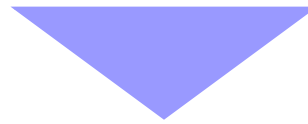
第5次男女共同参画基本計画

～すべての女性が輝く令和の社会へ～

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 (女性版骨太の方針2025)

- ・ いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく
生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。
- ・ 多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。



5次計画の取組を具体化し、また新たに取り組む事項

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待たなしの課題。
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を心得、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。
⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

（1）全国各地における女性の起業支援

○女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、地域の実情を踏まえた取組（セミナー等の継続的な開催を通じたロールモデルとの出会い・仲間とのネットワーク形成の促進、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供、地域の意識変革に向けた啓発等）を進め、女性の起業の裾野拡大等を図る。

⇒地域女性活躍推進交付金等による財政支援、各地の好事例の収集・横展開、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築支援、全国的な外部専門人材のデータベースの整備、男女共同参画センター等を含む各地の関係機関とマッチングによる人材派遣の仕組みの構築、啓発素材の作成・提供等を行う。

○女性起業家の更なる活躍を後押しするとともに、女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組む。

⇒ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家支援ネットワークの構築、女性起業家による資金調達への支援、地域密着型事業の立ち上げ支援、アントレプレナーシップ教育の推進等に取り組む。

・フリーランスの就業環境の整備や、女性起業家に対するハラスメント防止に向けた、ベンチャーキャピタル等の支援機関に対する研修の実施、コンプライアンス管理の体制確保、相談支援に取り組む。

（参考）地域で輝く女性起業家サロン

女性活躍・男女共同参画担当大臣が、地域で活躍する女性起業家等と、今求められている支援策等についてフラクに論じ合う「地域で輝く女性起業家サロン」を日本各地で開催してきた。また、地方訪問時には、地域にお住いの一般の女性の皆さんとの意見交換会も併せて実施した。

意見交換においては、根強い性別役割分担意識等の存在や、女性起業家の身近なロールモデル、起業に取り組む仲間やメンター等のネットワーク、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートをする人材の不在等が指摘された。



【開催実績】

令和7年

- 1月18日 第1回サロン
滋賀県立男女共同参画センター「G-Netしが」
（滋賀県近江八幡市）
- 1月23日 第2回サロン 三原大臣室
- 2月4日 サロン参加者と石破内閣総理大臣との面会
- 2月15日 第3回サロン
男女共同参画センター横浜「フォーラム」（神奈川県横浜市）
- 3月22日 第4回サロン
福島市クリエイティブビジネスサロン（福島県福島市）
- 4月24日 第5回サロン 三原大臣室
- 5月10日 第6回サロン
福岡県男女共同参画センター「あすばる」（福岡県春日市）

(2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

- 改正女性活躍推進法を踏まえ、女性活躍の更なる推進を図る。
 - ⇒男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の強化（常用労働者101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け）、女性の健康上の特性に留意した取組の推進、ハラスメント対策の強化に取り組む。
- 地域において女性にとって魅力的な職場づくり、学びの場づくりに取り組む。併せて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図る。
 - ⇒「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、地方や中小企業における女性の登用推進、中小企業における柔軟な働き方・ダイバーシティ経営の推進、地域働き方・職場改革等の推進、農林水産業における女性活躍の推進、建設産業における女性活躍・定着の促進、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進等に取り組む。

(3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化した「男女共同参画機構」（第217回国会に法案を提出）の設立や、男女共同参画センターの機能強化等により、地域における女性活躍・男女共同参画の推進体制の充実を図る。
 - ⇒男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組、男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築、地域課題の把握に向けた統計データの整理等に取り組む。
- 地域の実情に応じた自治体の取組を支援する。
 - ⇒地域女性活躍推進交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による自治体への支援、女性活躍に取り組む地方自治体の好事例の横展開等を行う。

(4) 地域における安心・安全の確保

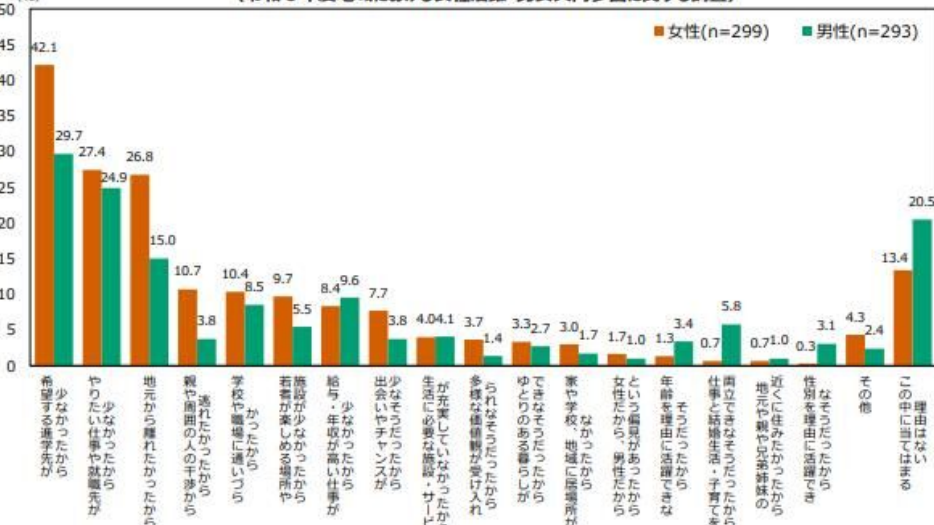
- 災害時には、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応を推進し、平常時・災害時を問わないフェーズフリーの観点を踏まえ、平常時から災害に強い地域社会の実現を図る。
 - ⇒能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進、防災・復興に関する政策・方針決定過程での女性の参画拡大、防災の現場等における女性の参画拡大、消防士員、消防団員への女性の加入促進、男女共同参画の視点を取入れた防災教育の推進に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

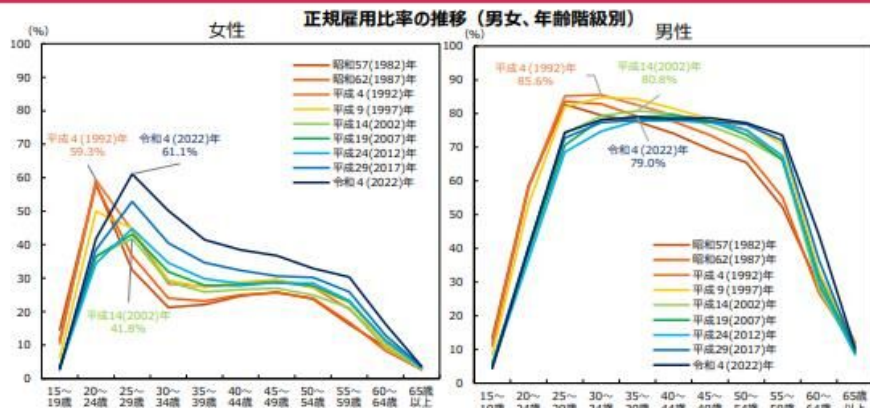
(1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- 非正規雇用労働者の正社員転換や女性デジタル人材の育成をはじめとするリスクリングの促進等による「L字カーブ」の解消等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める。
 - ⇒「L字カーブ」の解消に向けた取組の強化、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、求職者に対する情報公表の促進、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、医療・介護・福祉などの分野で働く方々の賃上げ、雇用保険の適用拡大、ひとり親家庭への支援（就労支援、養育費受領率の向上等）等に取り組む。

出身地域を離れた理由（男女別）
（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者）
（令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査）



(備考) 1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）より作成。回答者は18～39歳の男女。
2. 自分の都合（進学や就職など）で、中学校卒業時点で住んでいた地域から転居した（離れた）と回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点で住んでいた地域から転居した（離れた）理由を教えてください。（いくつでも）」と質問。
3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者…中学校卒業時点で東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。 2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

(2) 仕事と育児・介護の両立の支援

○家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図る。

⇒・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・共育て」の実現に向けた取組（男性の育児休業取得の更なる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組む。

(3) 仕事と健康課題の両立の支援

○女性自身に対する支援や企業における取組の推進等により、働く女性のライフステージごとの健康課題に配慮し、女性の活躍を後押しする。

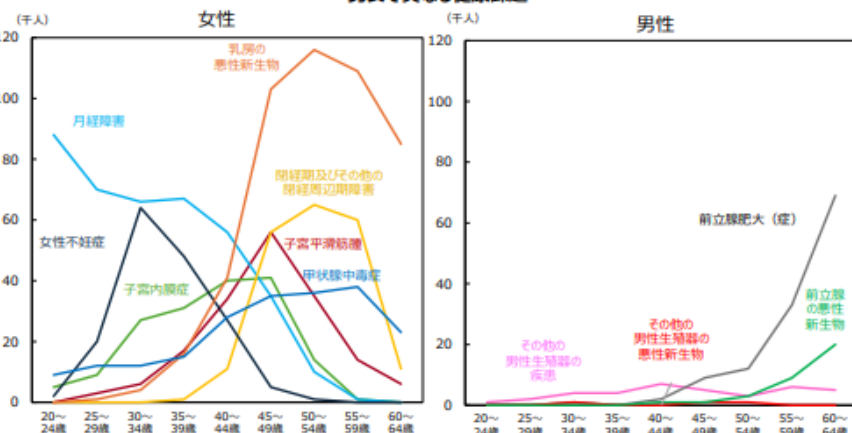
⇒・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進、女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進、中小企業における取組促進も視野に入れた女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証等に取り組む。

(4) 職場等におけるハラスメントの防止

○職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止を図る。

⇒・ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化等に取り組む。

男女で異なる健康課題



(備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
2. 罹患患者数は、ある病種における外来患者数が一定期間ごとに再来するとの仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日は医療施設で受診していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
罹患患者数＝推計入院患者数＋推計初診外来患者数＋（推計再来外来患者数×平均診療期間×調整係数（6/7））
推計に用いる平均診療期間は99日以上を除外して算出。
3. 「乳癌の悪性新生物」及び「甲状腺中高症」は男性にも罹患するが、女性に多い病気である。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

(1) 企業における女性活躍の推進

・改正女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の情報公表の義務化、プライム市場上場企業における女性役員割合を2030年までに30%以上とする政府目標達成に向けた女性役員登用の加速化に向けた取組、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等を加点評価する取組等を推進する。

(2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

・女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進する。
・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化するなど、行政分野における女性活躍を推進する。

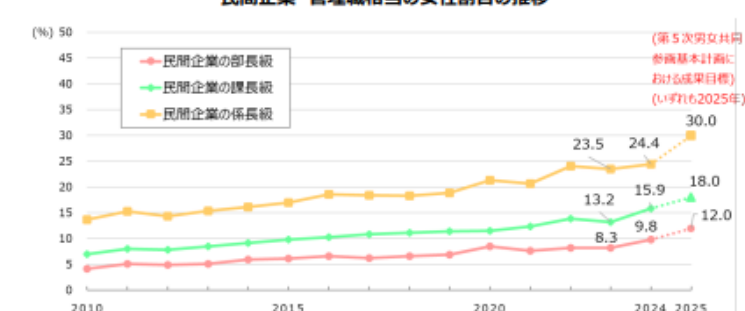
(3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

・女子中高生の理工系分野への進学促進に向けた啓発等の取組や、国立大学・高専における女子学生の増加等に対応した施設整備など、女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進、女性研究者の両立支援など大学等における女性登用の促進等に取り組む。

(4) 国際的な分野における女性活躍の推進

・在外公館の各役職段階に占める女性の割合の引き上げや、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすための若者の育成に取り組む。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 令和2(2020)年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元(2019)年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
3. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上の労働者」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
4. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。
5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供がなれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(1) 配偶者等への暴力への対策の強化

・配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。

出典：内閣府男女共同参画局「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針2025）説明資料」

被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

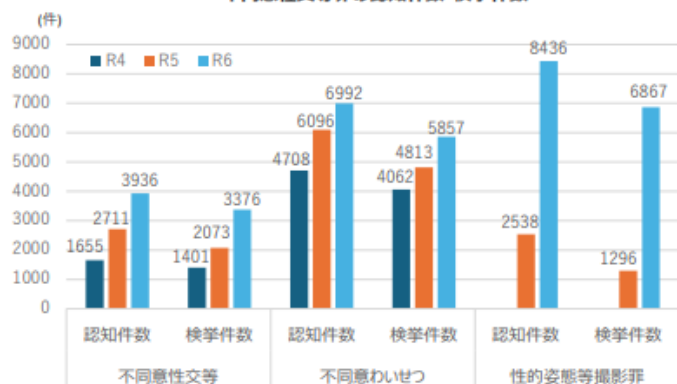
(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

不同意性交等罪の認知件数・検挙件数



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。

2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。

3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。
- ・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

(4) 「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組の強化

- ・国内の関係府省において、W P S 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。
- ・「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、省一体としてW P S を強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。
- ・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

(5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

- ・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（H P V 検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

(6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

- ・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。
- ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(1) 男女の性差に配慮した施策の推進

- ・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。
- ・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。
- ・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。
- ・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダード・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

(2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・G 7、G 20、A P E C、O E C D、国連等に係る情報発信を強化する。

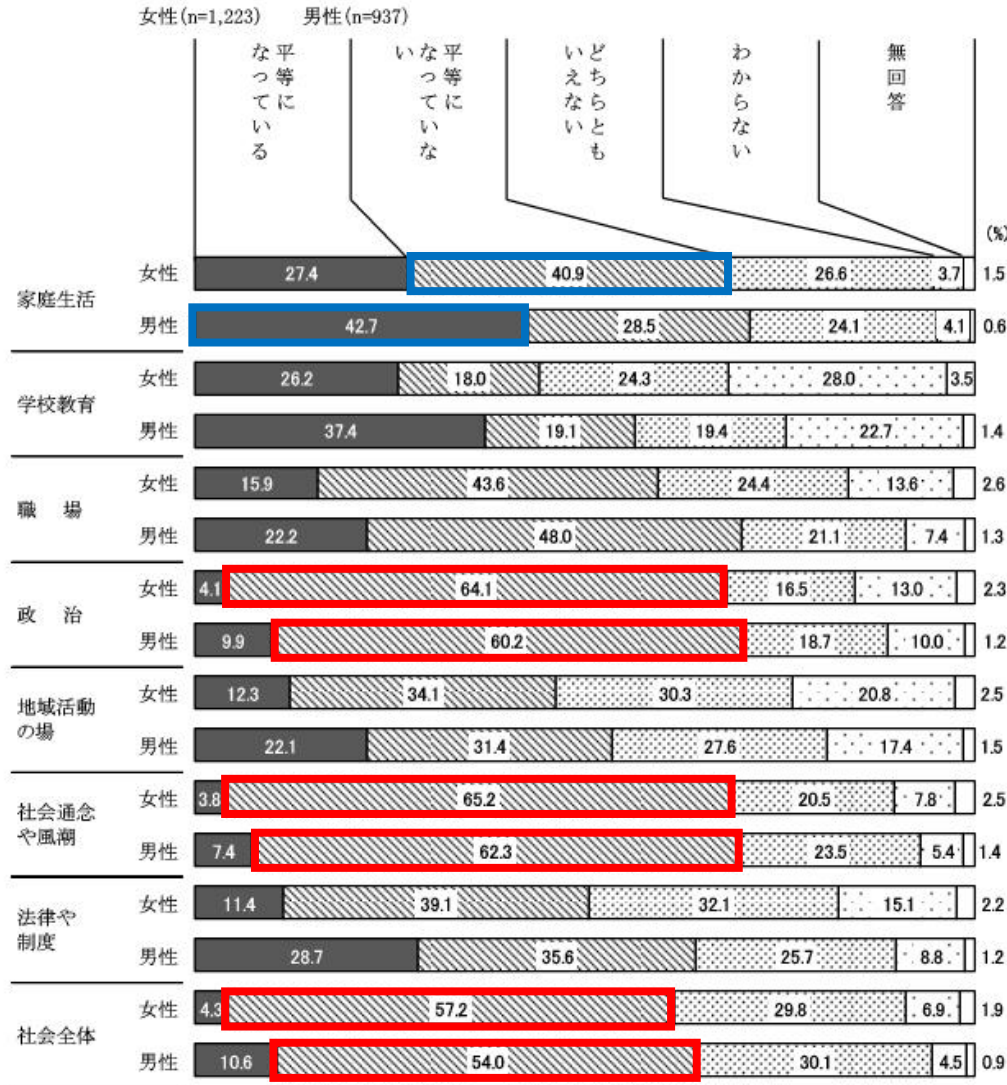
出典：内閣府男女共同参画局「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針2025）説明資料」

埼玉県における 男女共同参画の現状・取組



埼玉県男女共同参画の現状 意識①

男女の地位の平等感



男女平等に関する意識では、
男女とも

【政治】

【社会通念や風潮】

【社会全体】

に不平等感を強く感じている。

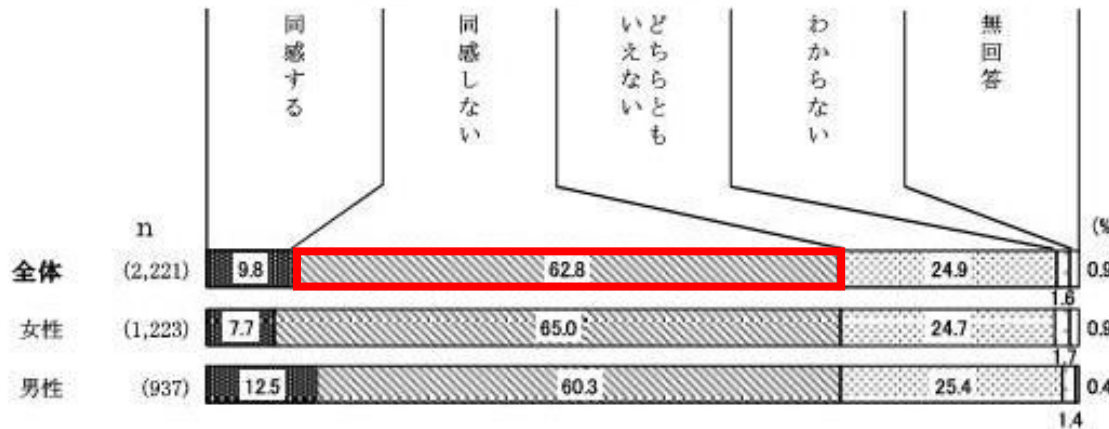
また、【家庭生活】において
男女の意識差が大きくなっており
「平等になっている」は
15.3ポイント男性の方が高く、
「平等になってない」は
12.4ポイント女性の方が高くなっている。

埼玉県男女共同参画の現状 意識②

性別による役割分担意識 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

性別役割分担に
「同感しない」が6割台半ば、
「同感する」は1割弱
となっている。

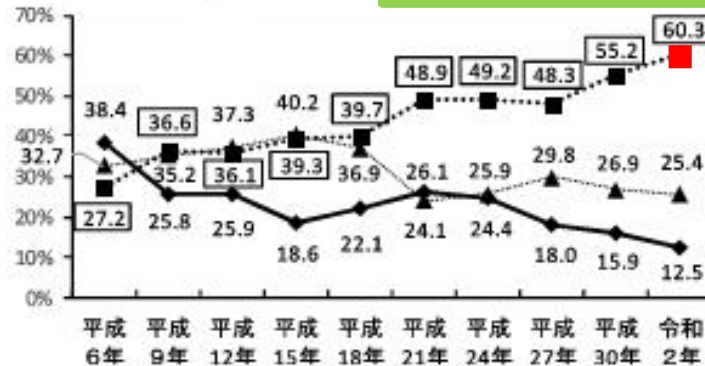
「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、
「同感しない」の割合が増え、
「同感する」割合が減っている。
また、男性の「同感しない」が初めて6割を超えた。



《女性》



《男性》

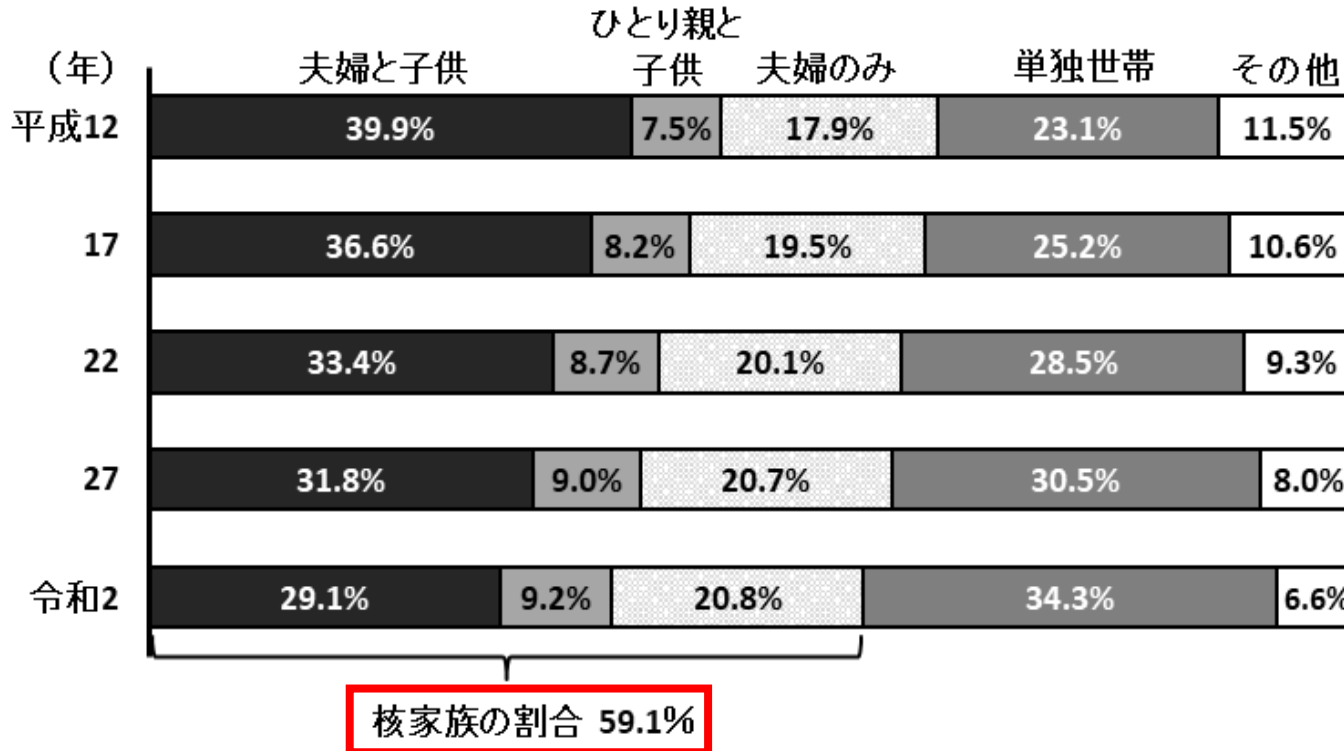


● 同意する ...■... 同意しない ...▲... どちらともいえない

出典：埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

埼玉県男女共同参画の現状 家庭①

核家族世帯の割合

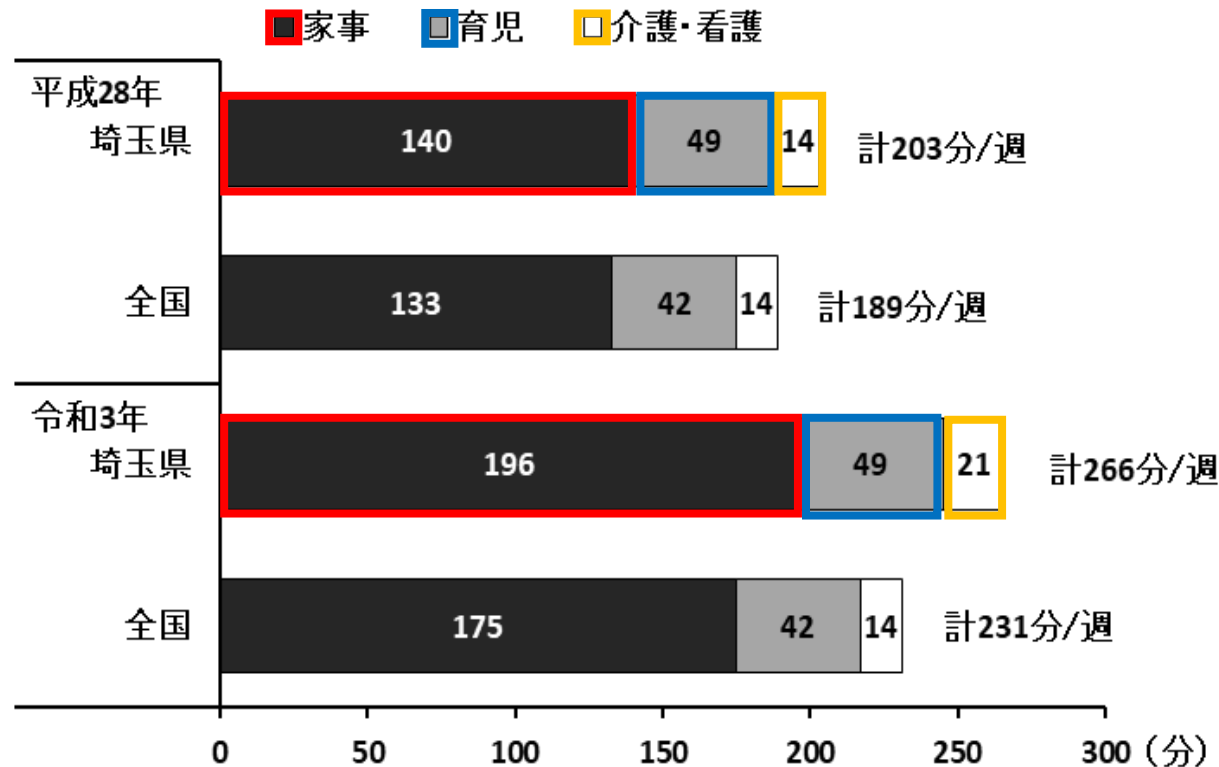


出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」
(総務省「国政調査」より作成)

埼玉県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、59.1%と全国平均(54.2%)より4.9ポイント高く、奈良県、和歌山県に次いで全国3位となっている。

埼玉県男女共同参画の現状 家庭②

男性の家事・育児・介護等の時間数（週当たり）



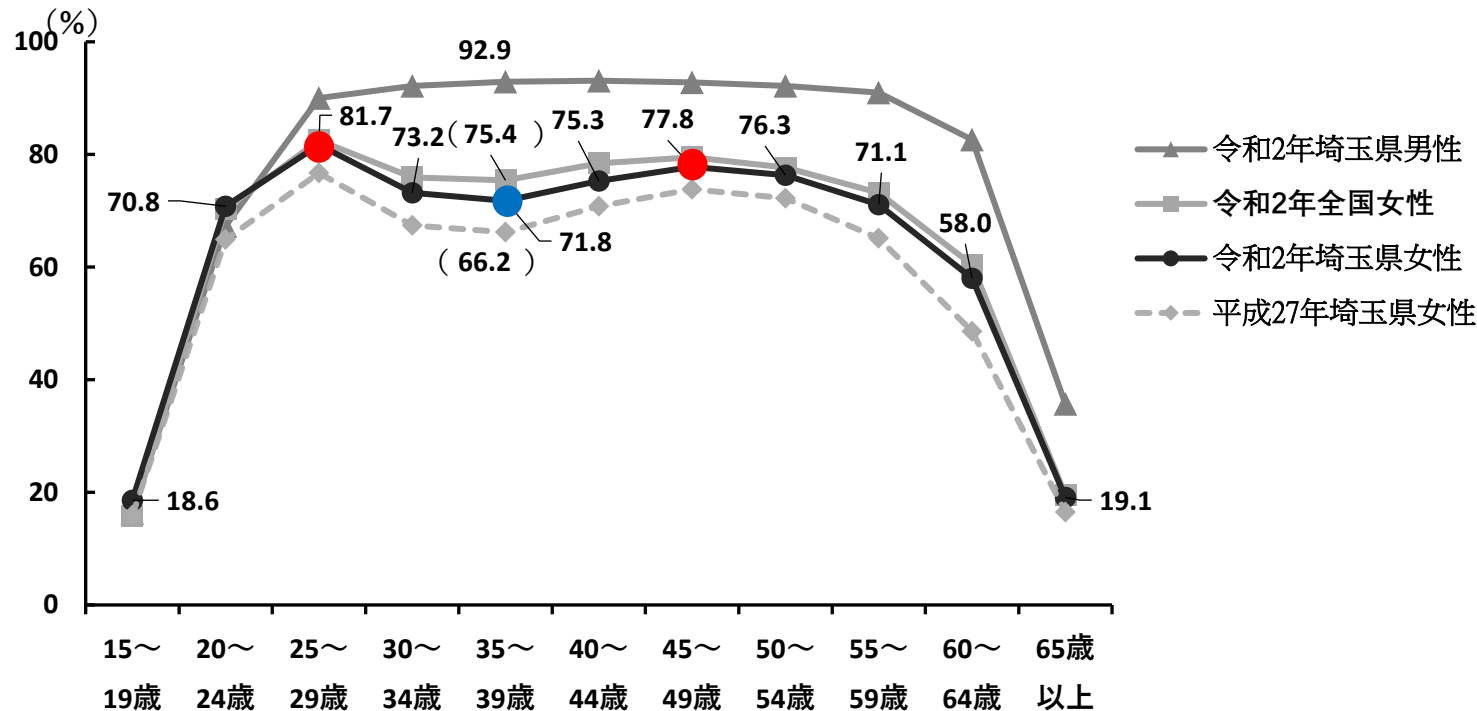
出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」
（総務省「社会生活基本調査」より作成）

埼玉県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時（平成28年）と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は63分（1日当たり9分）長くなり、全国1位となった。

埼玉県男女共同参画の現状 労働①

女性の就業率（M字カーブ）

出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」
（総務省「国勢調査」より作成）

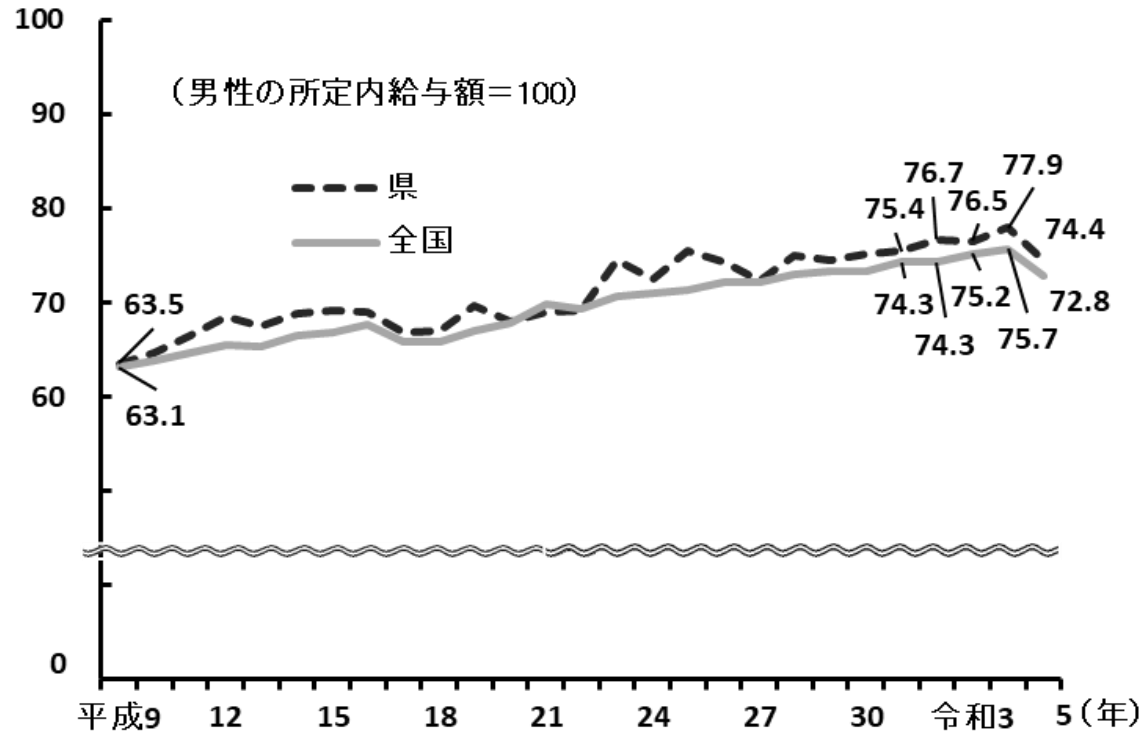


令和2年の埼玉県の女性就業率を年代別にみると、25～29歳の層の81.7%と45～49歳の層の77.8%を2つの頂点として、35～39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いている。出産・子育て期に女性の就業率が大きく低下している。

平成27年より上昇したものの、M字型の底は、埼玉県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

埼玉県男女共同参画の現状 労働②

男女の賃金格差の推移

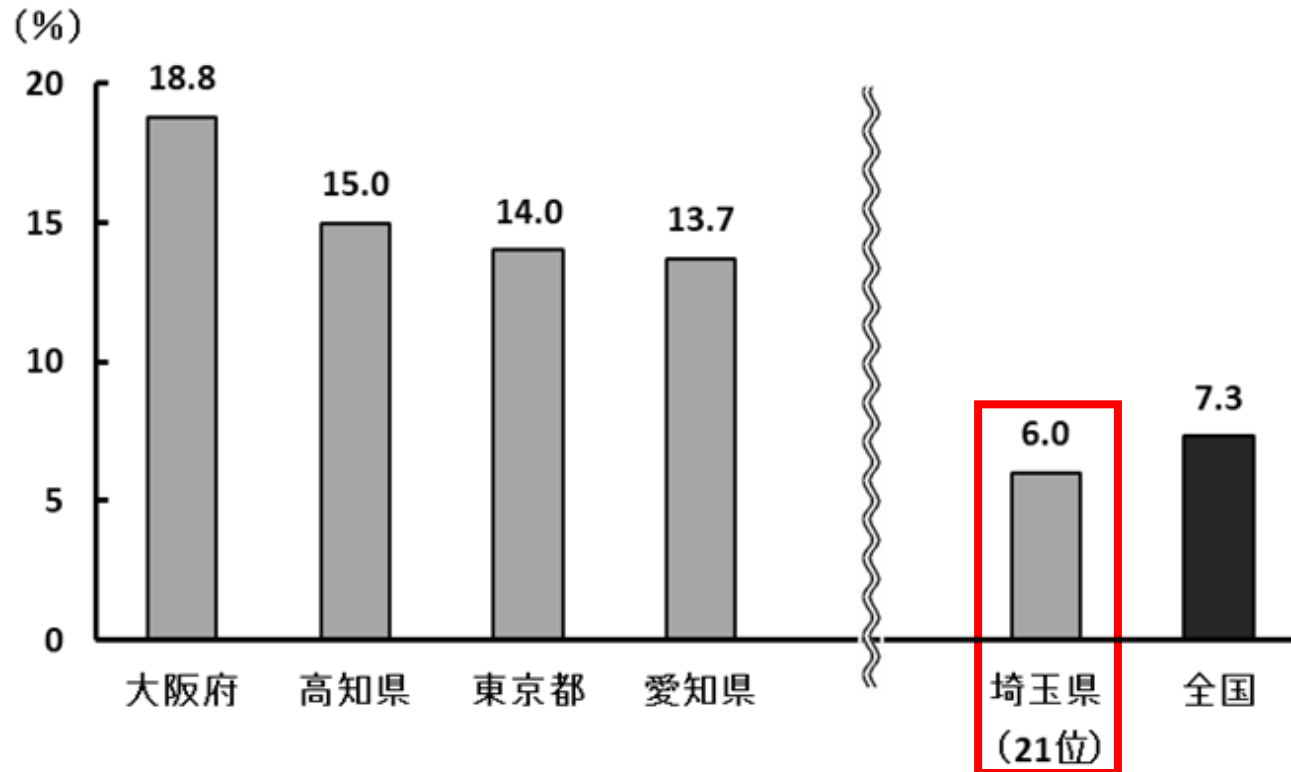


出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

男性の一般労働者の平均賃金水準を100とした場合の女性一般労働者の賃金水準の推移をみると、男女間の賃金格差は徐々に縮小されているが、依然として格差は残っている。

埼玉県男女共同参画の現状 地域

自治会長に占める女性の割合



出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」
(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より作成)

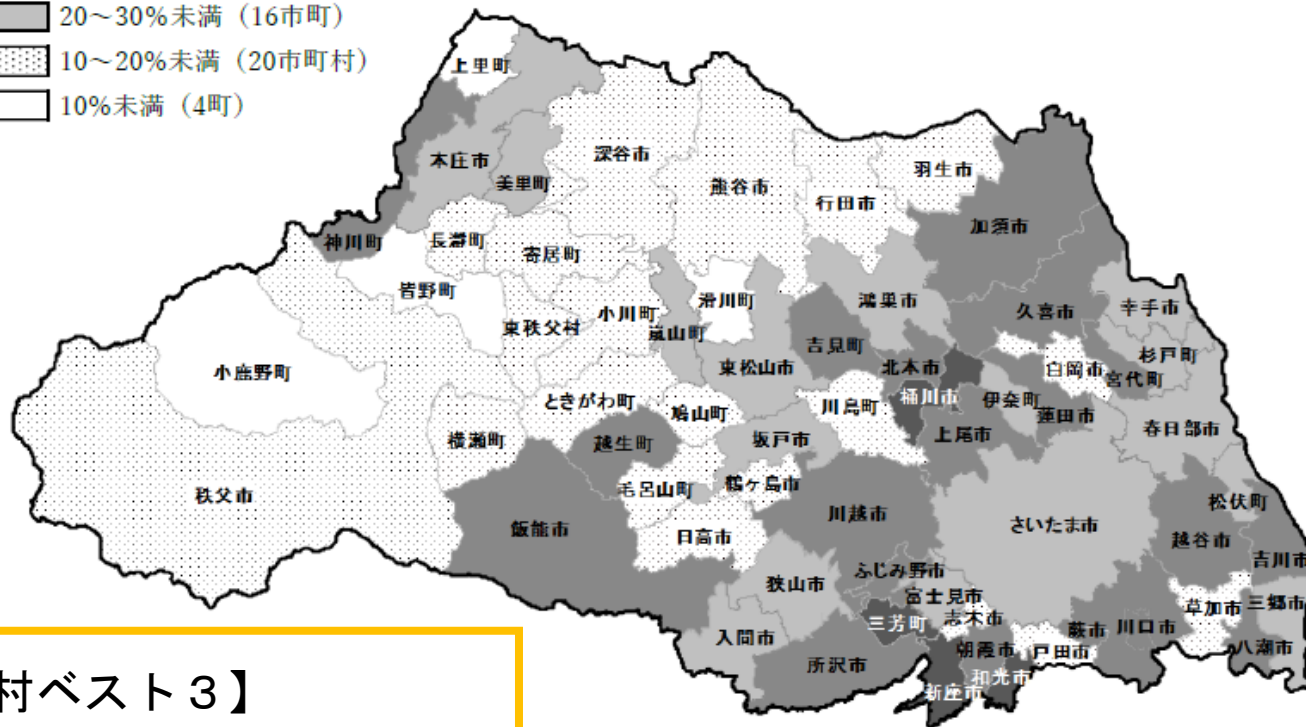
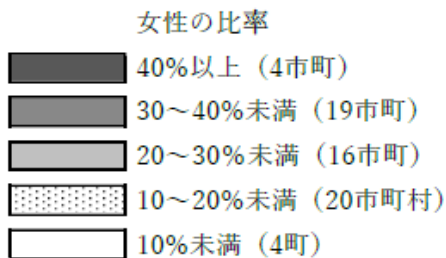
埼玉県の自治会長の女性割合は6.0%で、全国平均よりも低い状況にある。

埼玉県内市町村の女性参画状況①

市町村議会における女性議員の割合（令和6年4月1日現在）

全市町村議会の女性割合 25.6%

白岡市 16.7% (3/18人)



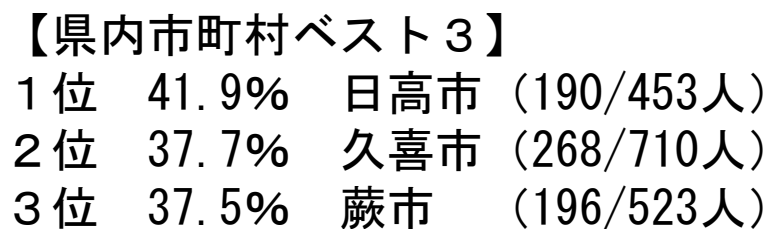
【県内市町村ベスト3】

- 1位 53.3% 三芳町 (8/15人)
- 2位 46.2% 新座市 (12/26人)
- 3位 42.1% 桶川市 (8/19人)

出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」

地方自治法に基づく審議会等(委員会含む)の女性の登用状況(令和6年4月1日現在)

白岡市 25.7% (67/261人)



※調査時点は原則として令和6年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。
※広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率

埼玉県内市町村の女性参画状況③

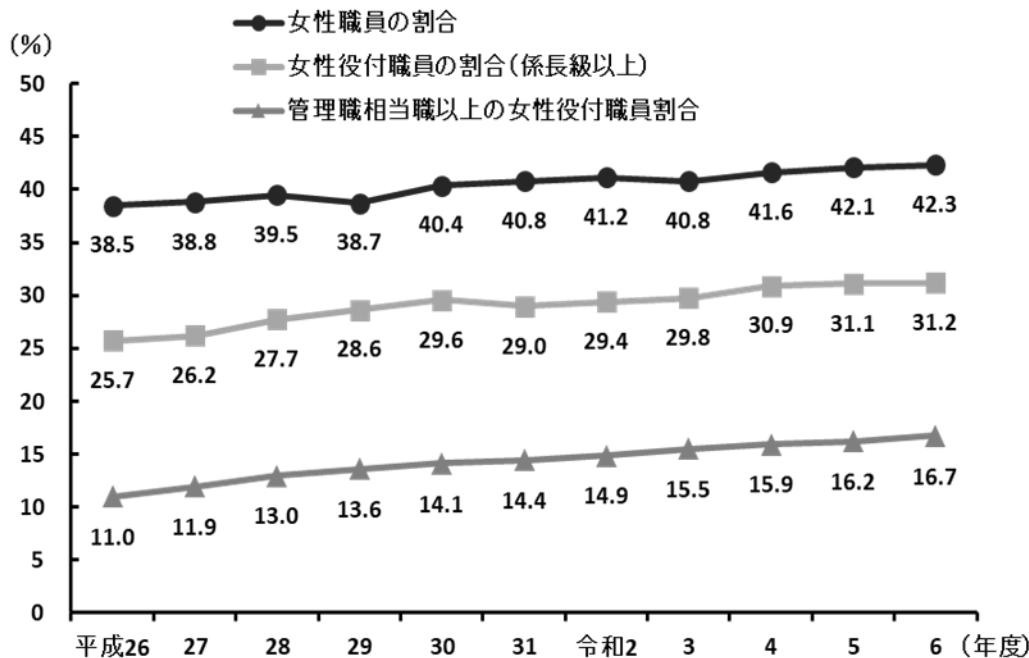
市町村における女性の職員・役付職員の割合（令和6年4月1日現在）

全市町村

- ・女性職員の割合 42.3%
- ・女性役付職員の割合（係長級以上） 31.2%
- ・管理職相当職以上の女性役付職員の割合 16.7%

白岡市

- 39.7%（149/375人）
- 21.4%（33/154人）
- 5.7%（2/35人）



【県内市町村ベスト3】

・女性役付職員の割合（係長級以上）

- 1位 47.7% 新座市（167/350人）
- 2位 44.2% 神川町（34/77人）
- 3位 41.9% 所沢市（377/899人）

・管理職相当職以上の女性役付職員の割合

- 1位 31.6% 横瀬町（6/19人）
- 2位 28.4% 蓮田市（21/74人）
- 3位 26.8% 秩父市（38/142人）

「埼玉県男女共同参画基本計画」の概要

計画の位置づけ

- ・ 男女共同参画社会基本法及び埼玉県男女共同参画推進条例に基づく計画
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

計画期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）まで

計画策定の趣旨

**県民の皆様からの意見や「埼玉県男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、
県議会の議決を経て策定**

○人口減少・少子高齢化の進行

○DVや性暴力の深刻化と
雇用・所得への影響



ますます強く求められる

男女共同参画社会の実現

計画の基本的な考え方

計画の目標

男女共同参画社会の実現 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

基本的な視点－全施策を貫く横断的な視点－

① あらゆる分野で男女の人権を尊重する

固定観念や偏見の解消、女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって生きることができる



② 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮されることにより、活力ある社会をつくる

③ 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながらワークライフバランスを図る

④ SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目指す姿

① あらゆる分野における男女共同参画

- ・政策決定過程への女性参画拡大が進み、豊かで活力ある社会が実現
- ・男性の家庭や地域への参画が進み、男女がワークライフバランスを享受

② 経済社会における女性活躍の拡大

- ・働きたい人が、仕事か家庭かなど二者選択を迫られず能力を発揮。離職後の復職がしやすい環境が整備
- ・ライフステージ等に応じた、多様な働き方が可能
- ・セクハラなどハラスメントの根絶、均等な待遇が実現

③ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・貧困など、生活上の様々な困難に対する多様な支援
- ・性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず活躍
- ・男女が妊娠・出産等に関する自己決定権を享受
- ・防災・災害復興分野における女性の参画拡大

④ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する無意識の解消の重要性が浸透
- ・学校現場における多様な選択を可能とする指導
- ・ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択が実現

施策体系①

目指す姿

基本目標

施策の基本的な方向

I

あらゆる分野における男女共同参画

(1)
政策や方針の立案
及び決定への女性の
参画拡大

- ・ 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・ 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・ 積極的格差是正措置の具体化の促進
- ・ 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

(2)
家庭と地域活動への
男性の参画拡大

- ・ 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
- ・ 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
- ・ 子育ての社会的支援
- ・ 介護の社会的支援

施策体系②

目指す姿

基本目標

施策の基本的な方向

Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

(1)
働く場における
女性活躍の推進

- ・ 女性の就業・復職・起業支援
- ・ 女性の就業継続・キャリア形成支援
- ・ 女性活躍に関する情報発信

(2)
男女ともに働きや
すい職場環境づく
り

- ・ 多様な働き方の推進
- ・ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
及び各種ハラスメントの防止
- ・ 様々な就業形態における就業環境の整備

施策体系③ー 1

目指す姿

基本目標

施策の基本的な方向

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(1)
女性に対する
あらゆる暴力の
根絶

- ・ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- ・ 性犯罪・性暴力への対策の推進
- ・ 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

など

(2)
生活上の様々な
困難への支援と
多様性の尊重

- ・ 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- ・ 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- ・ 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
- ・ 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

施策体系③ー 2

目指す姿

基本目標

施策の基本的な方向

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(3)
生涯を通じた
男女の健康支援

- ・生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- ・生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ・健康をおびやかす問題についての対策の推進
- ・男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- ・医療分野における女性の参画拡大
- ・スポーツ分野における男女共同参画の促進

(4)
男女共同参画の
視点に立った防災
対策の推進

- ・防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
- ・防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

施策体系④

目指す姿

基本目標

施策の基本的な方向

IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

(1)
固定的性別役割分
担意識や偏見の解
消

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- ・ 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- ・ メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- ・ 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成 など

(2)
男女共同参画の視
点に立った教育・
学習の充実

- ・ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ・ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

推進指標

目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 I - 1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

審議会などの委員に占める女性の割合	39.2% (2年度)	⇒	42% (8年度)
委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	56.1% (2年度)	⇒	75% (8年度)

基本目標 I - 2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

男性県職員の育児休業取得率	38.5% (2年度)	⇒	50% (7年度)
地域社会活動に参加している県民の割合	34.2% (2年度)	⇒	41.5% (8年度)
保育所等待機児童数	388人 (令和3年4月1日)	⇒	0人 (令和9年4月1日)

目指す姿 II 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標 II - 1 働く場における女性活躍の推進

女性(30～39歳、40～49歳)の就業率			
(30～39歳)	71.6% (2年)	⇒	77.2% (8年)
(40～49歳)	76.3% (2年)	⇒	79.7% (8年)

基本目標 II - 2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

多様な働き方実践企業の認定数	延べ3,356社 (2年度)	⇒	延べ4,250社 (6年度)
----------------	----------------	---	----------------

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ－１ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	20市（2年度）	⇒	30市（8年度）
女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	31団体（2年度）	⇒	100団体（6年度）

基本目標Ⅲ－２ 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

人権啓発事業の参加者数	180,000人（4年度から8年度の累計）
-------------	-----------------------

基本目標Ⅲ－３ 生涯を通じた男女の健康支援

健康寿命	男性17.73年、女性20.58年（元年）⇒男性18.50年、女性21.28年（8年）
------	---

基本目標Ⅲ－４ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

自主防災組織の組織率	91.4%（元年度）⇒96.0%（8年度）
------------	-----------------------

目指す姿 Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ－１ 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	62.8%（2年度）⇒70.0%（7年度）
--------------------------	-----------------------

基本目標Ⅳ－２ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	49.3%（2年度）⇒100%（5年度）
------------------------------------	----------------------

埼玉県男女共同参画推進条例

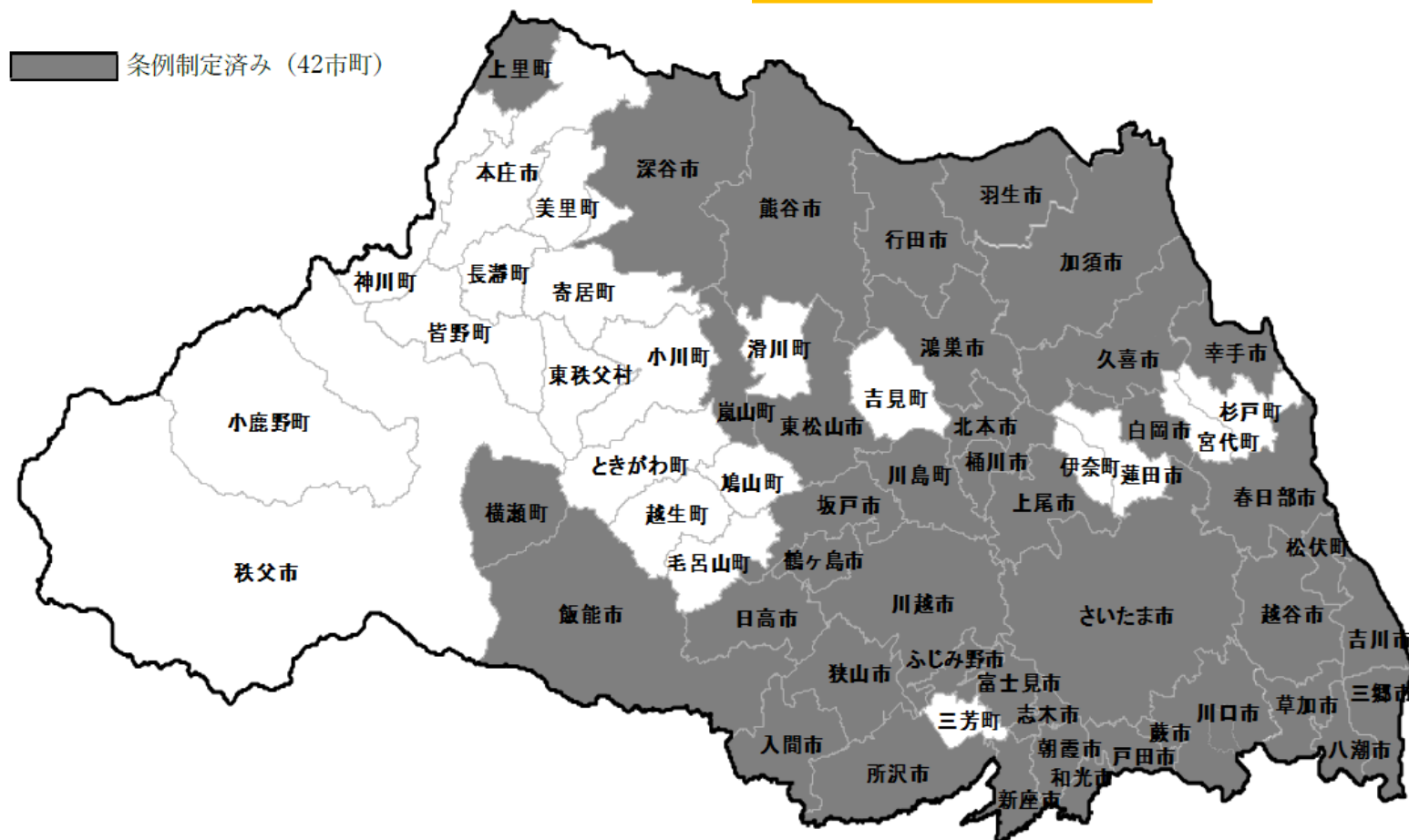


男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例を制定している市町村（令和6年4月1日現在）

制定している割合 66.6% (42/63市町)

白岡市 制定済み



出典：埼玉県「令和6年度版男女共同参画に関する年次報告」

男女共同参画に関する条例の制定状況

	市町村名	条例名称	公布日	施行日		市町村名	条例名称	公布日	施行日
1	新 座 市	新座市男女共同参画推進条例	H12. 6. 15	H12. 7. 1	22	行 田 市	行田市男女共同参画推進条例	H19. 3. 30	H19. 4. 1
2	川 越 市	川越市男女共同参画推進条例	H13. 12. 21	H13. 12. 21	23	春日部市	春日部市男女共同参画推進条例	H18. 12. 18	H19. 4. 1
3	桶 川 市	桶川市男女共同参画推進条例	H14. 3. 28	H14. 4. 1	24	上 尾 市	上尾市男女共同参画推進条例	H19. 3. 27	H19. 4. 1
4	志 木 市	志木市男女共同参画推進条例	H14. 6. 24	H14. 7. 1	25	富士見市	富士見市男女共同参画推進条例	H20. 6. 13	H20. 7. 1
5	さいたま市	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15. 3. 14	H15. 4. 1	26	入 間 市	入間市男女共同参画推進条例	H22. 3. 29	H22. 4. 1
6	朝 霞 市	朝霞市男女平等推進条例	H15. 3. 24	H15. 4. 1	27	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	H22. 3. 24	H22. 4. 1
7	蕨 市	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	H15. 3. 27	H15. 6. 1	28	久 喜 市	久喜市男女共同参画を推進する条例	H22. 9. 30	H22. 9. 30
8	上 里 町	上里町男女がともに輝く町づくり条例	H15. 5. 1	H15. 6. 1	29	加 須 市	加須市男女共同参画推進条例	H23. 7. 7	H23. 7. 7
9	八 潮 市	八潮市男女共同参画推進条例	H15. 12. 25	H16. 4. 1	30	鴻 巣 市	鴻巣市男女共同参画推進条例	H23. 12. 27	H24. 3. 10
10	吉 川 市	吉川市男女共同参画推進条例	H15. 12. 18	H16. 4. 1	31	川 口 市	川口市男女共同参画推進条例	H24. 3. 27	H24. 4. 1
11	嵐 山 町	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	H16. 3. 9	H16. 4. 1	32	川 島 町	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	H25. 3. 29	H25. 4. 1
12	松 伏 町	松伏町男女共同参画推進条例	H15. 9. 25	H16. 4. 1	33	深 谷 市	深谷市男女共同参画推進条例	H26. 9. 30	H27. 1. 1
13	坂 戸 市	坂戸市男女共同参画推進条例	H16. 6. 24	H16. 7. 1	34	狭 山 市	狭山市男女共同参画推進条例	H27. 6. 29	H27. 6. 29
14	草 加 市	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	H16. 9. 17	H16. 10. 1	35	ふじみ野市	ふじみ野市男女共同参画推進条例	H27. 6. 23	H27. 10. 1
15	所 沢 市	所沢市男女共同参画推進条例	H16. 9. 24	H17. 1. 1	36	飯 能 市	飯能市男女共同参画推進条例	H27. 12. 18	H28. 4. 1
16	和 光 市	和光市男女共同参画推進条例	H16. 12. 21	H17. 4. 1	37	戸 田 市	戸田市男女共同参画推進条例	H28. 9. 30	H28. 10. 1
17	越 谷 市	越谷市男女共同参画推進条例	H17. 3. 31	H17. 7. 1	38	日 高 市	日高市男女共同参画推進条例	H28. 12. 22	H29. 1. 1
18	熊 谷 市	熊谷市男女共同参画推進条例	H17. 10. 1	H17. 10. 1	39	幸 手 市	幸手市男女共同参画を推進する条例	H29. 3. 17	H29. 6. 1
19	東松山市	東松山市男女共同参画推進条例	H18. 3. 27	H18. 4. 1	40	羽 生 市	羽生市男女共同参画推進条例	R5. 3. 27	R5. 4. 1
20	北 本 市	北本市男女共同参画推進条例	H18. 3. 31	H18. 7. 1	41	白 岡 市	白岡市男女共同参画推進条例	R5. 3. 27	R5. 4. 1
21	三 郷 市	三郷市男女共同参画社会づくり条例	H18. 9. 27	H19. 1. 1	42	横 瀬 町	横瀬町男女共同参画推進条例	R5. 6. 14	R5. 7. 1

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日公布

同年4月1日施行（※第13条の規定は同年10月1日施行）

規定内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 県民の責務
- 第7条 性別による権利侵害の禁止
- 第8条 公衆に表示する情報に関する留意
- 第9条 県の施策等
- 第10条 埼玉県男女共同参画審議会
- 第11条 総合的な拠点施設の設置
- 第12条 基本計画の策定
- 第13条 苦情の処理
- 第14条 年次報告
- 第15条 委任

埼玉県男女共同参画推進条例

目的（第1条関係）

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条関係）

（1）男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

（2）積極的格差是正措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

（3）セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害すること。

埼玉県男女共同参画推進条例

基本理念（第3条関係）

（１）男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじる。女性に対する暴力や男女間での差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保する。

（２）社会における制度や慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動に共に参画できるようにする。

（３）政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野に参画できるようにする。

（４）家庭生活における活動と社会生活における活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会支援を受けながら、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立できるようにする。

（５）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

生涯にわたり、自分のからだの性と生殖に関することについて、ひとりの人間として自己決定を行い、健康を享受できることを尊重する。

（６）国際的協力

国際社会の一員として、他の国々や国際機関とも連携・協力して取り組む。

埼玉県男女共同参画推進条例

県の責務（第4条関係）

- （1）男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、
男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に
策定し、及び実施するものとする。
- （2）男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組む。
- （3）（1）の施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を
整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努める。

事業者の責務（第5条関係）

基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

県民の責務（第6条関係）

基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

埼玉県男女共同参画推進条例

性別による権利侵害の禁止（第7条関係）

- （1）何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- （2）何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

公衆に表示する情報に関する留意（第8条関係）

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

埼玉県男女共同参画推進条例

県の施策等（第9条関係）

- ① 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行う。
- ② 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずる。
- ③ あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置を講ずる。
- ④ 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- ⑤ 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行う。
- ⑥ 男女共同参画の取組を普及させるため、男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行う。
- ⑦ 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
- ⑧ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項や男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行う。

埼玉県男女共同参画推進条例

埼玉県男女共同参画審議会（第10条関係）

男女共同参画の推進に資するために、以下の事務を行う。

- ・ 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

総合的な拠点施設の設置（第11条関係）

男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置する。

基本計画の策定（第12条関係）

- （1）男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。
- （2）基本計画は、以下の事項について定める。
 - ・ 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - ・ 上記のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- （3）基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- （4）基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

埼玉県男女共同参画推進条例

苦情の処理（第13条関係）

- （１）知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（＝「県民等」）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置する。
- （２）県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、（１）の機関に申し出ることができる。
- （３）（１）の機関は、（２）の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行う。
- （４）（１）の機関は、（２）の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行う。

埼玉県男女共同参画推進条例

■ 年次報告（第14条関係）

毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表する。

■ 委任（第15条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

男女共同参画普及啓発リーフレット



「みんなですすめよう男女共同参画」（令和7年3月作成）



男女共同参画の視点から考える表現ガイド（平成30年3月作成）



「女医のパイオニアは埼玉出身！ 荻野吟子」マンガPR冊子（令和3年3月作成）



「統計でみる埼玉の男女共同参画」（令和6年3月作成）



男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ（平成30年3月作成）

男女共同参画に関する情報発信について

内閣府男女共同参画局

- ・ 女性の活躍状況の見える化（国・地方公共団体の女性の参画状況など）
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>
- ・ 地方公共団体の男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>
- ・ 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

埼玉県人権・男女共同参画課

- ・ 男女共同参画基本計画、年次報告書、啓発冊子、ドメスティックバイオレンス（DV）など
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309/index.html>
- ・ 県・市町村の審議会等委員の公募情報
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyo-singikaitouyou/>
- ・ 輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyo-jyoseikatsuyaku.html>

埼玉県男女共同参画推進センター

- ・ 講座・イベント情報、施設の利用、情報ライブラリーなど
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>

御清聴ありがとうございました。

